

株式会社 ジェイ・エム・エス

証券コード7702

第**56**回

定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2021年6月23日（水曜日）午前10時

■ 場所

広島市中区加古町4番17号

JMSアステールプラザ2階多目的スタジオ

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応方針承認の件

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後6時まで

※書面行使は期限到着分まで、インターネット行使は期限入力分まで。

The logo for JMS (ジェイ・エム・エス) features the letters 'JMS' in a bold, white, sans-serif font. The letters are stylized with horizontal lines passing through them, giving it a modern, dynamic appearance. The logo is set against a dark blue background.

人と医療のあいだに…

株主各位

広島市中区加古町12番17号

株式会社 JMS

代表取締役社長 奥窪宏章

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、本株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照いただき、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

2021年6月23日（水曜日） 午前10時

2 場 所

JMS アステールプラザ2階多目的スタジオ
広島市中区加古町4番17号

3 目的事項

報告事項

- 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 会計監査人及び監査役会の第56期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針承認の件 |

以 上

(お知らせ)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

(新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、下記のとおりご案内申し上げますとともに、株主様のご理解並びにご協力の程お願い申し上げます。

- 株主様へのお願い
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及びご健康状態に十分ご留意のうえ、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
 - ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方、また、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、本年は株主総会へのご出席をお控えいただくことをご検討ください。これらに該当しない方でも、ご不安のある方は、無理をなさらずに株主総会へのご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。
 - ・発熱、咳等の症状のある方、その他の新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- 当社の対応について
 - ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。
 - ・会場入口付近での検温で体温確認をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- その他について
 - ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
 - ・例年実施していた会場内展示スペースでの製品展示等は中止させていただきます。

当社では株主総会会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) にてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



4～5頁【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】をご覧ください、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後6時受付分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送による議決権行使またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月22日(火曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ **議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (2) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する長期的かつ安定的な利益還元を基本としながら、期間業績、将来の財政状態及び内部留保等を総合的に勘案し行うこととしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、207,572,253円となります。

これにより、年間配当金は中間配当金（1株につき8円50銭）と合わせまして、1株につき17円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月24日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数 (当事業年度)
1	奥窪 宏章 再任	代表取締役社長	14/14回 (100%)
2	栗根 康浩 再任	常務取締役 サージカル&セラピー ビジネスユニット統括部長 兼 営業本部長	14/14回 (100%)
3	佐藤 雅文 再任	取締役 ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長 兼 研究開発本部長	14/14回 (100%)
4	桂 龍司 再任	取締役 コーポレート本部長 兼 グローバルマーケティング本部長	14/14回 (100%)
5	柳田 正吾 再任	取締役 ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニット統括部長 兼 生産本部長	14/14回 (100%)
6	池村 和朗 再任 社外 独立	取締役	14/14回 (100%)
7	石坂 昌三 再任 社外 独立	取締役	14/14回 (100%)

1

おく くぼ ひろ あき
奥 達 宏 章 (1955年10月23日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
 2000年 7月 当社社長室長
 2001年 6月 当社執行役員
 2005年 6月 当社取締役、経営管理副統括部長
 2007年 6月 当社常務取締役、経営管理統括部長
 2011年 6月 当社代表取締役社長 (現)

所有する当社の株式の数
 79,516株

取締役候補者とした理由

奥達宏章氏は、当社の営業部門、管理部門及び海外部門において豊富な業務経験を有し、2011年6月から代表取締役社長として当社の経営及び事業全般を指揮し当社の企業価値向上に貢献しております。今後も、その経験と知見を活かしてリーダーシップを発揮しつつ取締役会の戦略的かつ機動的な意思決定を推進し、当社グループの成長を牽引することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

2

あわ ね やす ひろ
栗 根 康 浩 (1961年 4月27日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2010年 4月 当社営業推進本部長
 2011年 6月 当社取締役、営業統括部長
 2013年 6月 当社営業管掌
 2015年 6月 当社常務取締役 (現)
 2017年 4月 当社サージカル & セラピー ビジネスユニット
 統括部長 (現)、営業本部長 (現)

所有する当社の株式の数
 21,389 株

取締役候補者とした理由

栗根康浩氏は、当社の営業部門において豊富な業務経験を有するほか、マーケティング分野においても深い見識を有し、2011年6月以降、取締役として当社の経営を担うと共に、営業部門を率いて当社の企業価値向上に貢献しております。今後も、その経験と知見を活かして取締役会の戦略的かつ機動的な意思決定を推進し、当社グループの成長を牽引することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

3

さ とう まさ ふみ
佐 藤 雅 文 (1963年9月25日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2009年 7月 当社出雲工場技術部長
 2011年 7月 当社執行役員、中央研究所長
 2013年 6月 当社取締役（現）、研究開発管掌、研究開発統括部長
 2017年 4月 当社ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長（現）、研究開発本部長（現）

所有する当社の株式の数
8,985 株

取締役候補者とした理由

佐藤雅文氏は、当社の開発部門及び生産部門において豊富な業務経験を有し、2013年6月以降、取締役として当社の経営を担うと共に、研究開発部門を率いて当社の企業価値向上に貢献しております。今後も、その経験と知見を活かして取締役会の戦略的かつ機動的な意思決定を推進し、当社グループの成長を牽引することが期待できるため、取締役候補者いたしました。

4

かつら りゅう じ
桂 龍 司 (1963年7月30日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
 2007年 7月 当社財務部長
 2010年 7月 当社経営企画部長
 2011年 7月 当社執行役員
 2013年 6月 当社取締役（現）、経営企画管掌
 2017年 4月 当社経営企画本部長
 2019年 7月 当社グローバルマーケティング本部長（現）
 2021年 4月 当社コーポレート本部長（現）

所有する当社の株式の数
12,885 株

取締役候補者とした理由

桂龍司氏は、当社の企画部門、財務部門及び海外部門において豊富な業務経験を有し、2013年6月以降、取締役として当社の経営を担うと共に、経営企画部門を率いて当社の企業価値向上に貢献しております。今後も、その経験と知見を活かして取締役会の戦略的かつ機動的な意思決定を推進し、当社グループの成長を牽引することが期待できるため、取締役候補者いたしました。

5

やなぎ
柳だ しょう ご
田 正 吾

(1963年1月5日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2003年4月 当社中央研究所第2-2研究室長
 2010年4月 当社出雲工場第一製造部長
 2011年11月 当社出雲工場技術部長
 2013年7月 当社執行役員、三次工場長
 2017年6月 当社取締役（現）、生産本部副本部長
 2019年6月 当社生産本部長（現）
 2020年4月 当社ブラッドマネジメント & セルセラピー
 ビジネスユニット統括部長（現）

所有する当社の株式の数
 8,485 株

取締役候補者とした理由

柳田正吾氏は、当社の生産部門・研究開発部門において豊富な経験を有し、2017年6月以降、取締役として当社の経営を担うと共に、生産部門を率いて当社の企業価値向上に貢献しております。今後も、その経験と知見を活かして取締役会の戦略的かつ機動的な意思決定を推進し、当社グループの成長を牽引することが期待できるため、取締役候補者いたしました。

6

いけ
池むら かず お
村 和 朗

(1953年2月26日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 弁護士登録（広島弁護士会）
 同 6月 富川総合法律事務所入所
 1991年8月 広島中央法律事務所開設（現）
 2011年6月 当社監査役
 2015年6月 当社取締役（現）
 2020年6月 福留ハム株式会社社外監査役（現）

所有する当社の株式の数
 一 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池村和朗氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士として専門的な知識・経験を有しており、また、同氏は当社において10年間社外役員を務められ、当社の事業内容に精通されており、社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、今後も専門知識に基づき当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけることが期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社
 2010年 6月 株式会社カネカメディックス取締役、営業統括部
 バスキュラーマネジメントグループリーダー、
 アジア室長
 2017年 4月 同社取締役副社長
 2018年 4月 同社代表取締役社長（現）
 2019年 6月 当社取締役（現）

所有する当社の株式の数
 一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石坂昌三氏は、株式会社カネカ並びに株式会社カネカメディックスにおける医療機器業界の十分な実績・見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、今後も当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけることが期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 池村和朗氏及び石坂昌三氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は池村和朗氏及び石坂昌三氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 池村和朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、池村和朗氏は、当社の社外取締役就任前に当社の社外監査役であり、その在任期間は4年でありました。
4. 石坂昌三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 池村和朗氏及び石坂昌三氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
6. 当社は、現在、池村和朗氏及び石坂昌三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。池村和朗氏及び石坂昌三氏の再任が承認された場合には、当社は池村和朗氏及び石坂昌三氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の株主代表訴訟、会社訴訟等の保険料は被保険者及び当社にて負担しております。なお、当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険に該当いたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 近藤良夫氏及び佐上芳春氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 こん どう よし お 近藤良夫 (1956年4月24日生)

再任



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2002年6月 当社購買部長
2005年7月 当社海外事業部長
2011年7月 ジェイ・エム・エス・シンガポール
PTE. LTD. 代表取締役社長
2015年6月 当社財務部長
2018年6月 当社常勤監査役(現)

所有する当社の株式の数

5,000株

取締役会への出席状況

14回/14回

監査役会への出席状況

13回/13回

監査役候補者とした理由

近藤良夫氏は、当社の管理部門において豊富な業務経験を有し、また、海外現地法人の経営者も務めていることから、その経験と知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、監査役候補者としたしました。

2 さ がみ よし はる 佐上芳春 (1949年2月2日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入所
2010年7月 佐上公認会計士事務所開設(現)
2015年6月 株式会社ビーアールホールディングス社外取締役
監査等委員(現)
2020年6月 当社監査役(現)

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

10回/11回

監査役会への出席状況

9回/10回

社外監査役候補者とした理由

佐上芳春氏は、公認会計士として専門的な知識・経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。なお、同氏は過去に他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、今後も公認会計士として培われた専門的な知識・経験を当社の経営に対する監査・監督に活かしていただけることが期待できるものと判断し、社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐上芳春氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は佐上芳春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 佐上芳春氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 佐上芳春氏は当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
5. 佐上芳春氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 佐上芳春氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 佐上芳春氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 佐上芳春氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行役または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は、近藤良夫氏及び佐上芳春氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の株主代表訴訟、会社訴訟等の保険料は被保険者及び当社にて負担しております。なお、当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険に該当いたします。

ご参考

なお、本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案のとおり可決されますと、本総会後の当社における役員の構成及び専門性と経験（スキルマトリックス）は以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	属性	企業経営	財務・会計	国際事業	R&D	生産・技術	マーケティング営業	法務 コンプライアンス
奥窪 宏章	取締役		○	○	○			○	○
栗根 康浩	取締役		○		○			○	
佐藤 雅文	取締役		○			○	○		
桂 龍司	取締役		○	○	○				○
柳田 正吾	取締役		○			○	○		
池村 和朗	取締役	社外 独立	○						○
石坂 昌三	取締役	社外 独立	○		○			○	○
近藤 良夫	監査役		○	○	○				○
水戸 晃	監査役	社外 独立		○					
佐上 芳春	監査役	社外 独立	○	○					

独立 東京証券取引所届出独立役員

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

と ひ あき ひろ
土 肥 暁 宏 (1954年6月20日生)

社 外 独 立

略歴及び重要な兼職の状況

2015年7月 広島北税務署長退職
2015年8月 土肥税理士事務所開設（現）

所有する当社の株式の数
一 株

補欠社外監査役候補者とした理由

土肥暁宏氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映いただけるものと判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 土肥暁宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、土肥暁宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の株主代表訴訟、会社訴訟等の保険料は被保険者及び当社にて負担しております。なお、当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険に該当いたします。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針承認の件

当社は、2007年3月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、2007年6月22日開催の当社第42回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、2009年、2011年、2013年、2015年、2017年および2019年に開催された当社定時株主総会において、それぞれ、その一部を修正した上で、継続することに関して、株主の皆様にご承認をいただいております（以下、2019年6月25日開催の当社第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた当社買収防衛策を「現行プラン」といいます）。

現行プランの有効期間は、当社第54回定時株主総会終結の時から、その後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会終結の時までとなっておりますが、当社は、現行プラン発効以降の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、2021年5月12日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、現行プランに所要の調整を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）、継続することを決議しました。

本議案は、本プランについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法および金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令および省令等ならびに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

また、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為（下記2.(2)(a)に定義されます。以下同じ）の兆候があるとの認識はございません。

本プランの内容は、以下に記載のとおりであります。

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年（昭和40年）の創業当初より引き継がれている「かけがえない生命のために」という創業精神の下、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社およびその子会社（以下「当社グループ」といいます）の株主・患者さん・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。したがって、特定

の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益が破壊または毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針維持の背景

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・栄養領域、透析領域・外科治療領域、血液・細胞領域といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者さんが安心して治療を受けることができる環境の提供に寄与してまいりました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた4つのテーマ、すなわち「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」、「医療を必要とする方のQOLの向上」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、当社は医療機器メーカーとして、独自の技術力とブランド力を培い、これらの経営資源をもとに、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様利益・幸福を希求してまいりました。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、支配株式の取得を目指す者（以下「買収者」といいます）が現われることを想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少

なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者に対しては、会社として、このような事態が生じることのないように何らかの措置を講じる必要があるものと考えます。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の透明性と健全性・効率性の向上を目指す経営管理体制の運用により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えております。現行プランをご承認いただいた2019年以降に当社が実施したコーポレート・ガバナンスの強化に関する主な取組みは、以下のとおりです。

(政策保有株式の合理性の検証充実)

当社が持続的に成長する上で、多様な企業との協力関係は重要であると考えており、当社の企業価値の向上を目指した視点に基づいた株式を取得・保有していく方針ではありますが、当該株式を保有する意義や保有目的の合理性、保有に伴う便益等について定期的、継続的に取締役会で検証するものとし、それらが認められないものにつきましては縮減を図ります。

(取締役会全体としてのパフォーマンスの確保)

当社取締役会については、事業展開等における意思決定の迅速化の観点から適切な規模を決定しております。また、取締役に、性別・国籍を問わず、当社の事業内容を踏まえた知識・経験や経営的視点・経験を備えた者をバランスよく配置するよう努めており、現在、女性または外国人の取締役は選任していないものの、取締役はそれぞれ当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えていることに加えて、豊富な経験と知見を有する者の意見を当社の経営に反映させるとともに、取締役会による監督機能の実効性を高めるため、独立社外取締役も2名選定していることから、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。

(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、長期的な視点での株主・投資家とのパートナーシップが不可欠であると考えており、開示情報の充実や公平な情報開示の徹底等を実施し、株主・投資家との対話を合理的な範囲で積極的に行うこととしております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書 (https://www.jms.cc/ir/press_release/governance.pdf) をご参照下さい。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1.のとおり、買収者に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

なお、2021年3月31日現在の当社の大株主の状況は、(別紙1)に記載のとおりであり、当社創業関係者および関係団体等(以下「創業関係者等」といいます)が発行済株式の一部を保有しております。しかしながら、現在、具体的な予定はないものの、例えば、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化し、創業関係者等の持株比率が低下する可能性は否定できません。また、当社は上場会社であることから、大株主である創業関係者等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の株主構成が変化することもあり得るものと考えております。

当社は、大規模買付行為に応じるか否かについて株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社および当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握していただくことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下「代替案」といいます)を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者(下記(2)(f)ア②に定義されます)に該当する大規模買付者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下「例外事由該当者」といいます)によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。なお、本プランによる買収防衛策の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値報告書」、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に

導入し、2018年6月1日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」等の買収防衛策に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収防衛策を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要は、(別紙2) のフローチャートのとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）または該当する可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）、弁護士および会計士その他のアドバイザーは、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本文の②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会（下記(e)に定義されます。以下同じ）の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者またはその代表者による署名または記名押印のなされた書面および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、総称して「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会および独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が

適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします）に、次の①から⑯までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することが困難であると当社取締役会または独立委員会が判断した場合、あるいは、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または当社取締役会が代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると当社取締役会または独立委員会が判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従ってその旨を適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等に従って原則として適時適切に開示します。

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じ）および重要な子会社・関連会社ならびに共同保有者および特別関係者を含み、大規模買付者がファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます）である場合または大規模買付者が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）を含みます）
- ② 大規模買付者およびそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況

- ③ 大規模買付者およびそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対象となる株券等の種類、数および大規模買付行為に係る買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）ならびに大規模買付行為完了後の当社株券等の保有方針および当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容および当該第三者の概要
- ⑦ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます）
- ⑧ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます）
- ⑨ 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役または監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、研究所、工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑪ 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑫ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑬ 大規模買付行為に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事

- 項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ⑭ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
 - ⑮ 大規模買付者およびそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます）の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
 - ⑯ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接的であるか間接的であるかを問いません）の有無（および関連が存する場合にはその関連に関する詳細）

加えて、当社は、上記①から⑯までに記載する大規模買付情報のほか、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報を、当社が大規模買付情報の提供が完了した旨を株主の皆様に対して開示した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします）に、書面により、大規模買付者に対して要求することができるものとします。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨および当該情報の内容を適時適切に開示します。なお、当該10営業日の期間中も、(d)に記載する取締役会評価期間の進行は妨げられないものとします。

なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の定めがない限り取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること、また代表的な公的医療機関、医療行政当局等の意見を聴くこと等ができるものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、大規模買付者から提示された買収提案と当社取締役会が提示する事業計画等との比較評価が終了しない場合等独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします）延長することができるものとします（なお、再延長を行う場合においても同様とします。ただし、再延長は1回に限るものとします）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用のある法令等に従って、適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立役員である社外取締役および独立役員である社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等）の中の3名以上から構成される独立委員会を設置しているところですが、本プランにおいても、当該独立委員会を継続します。なお、独立委員会規則の概要は（別紙4）、現行プランの本プランへの改定時点の独立委員の経歴等は（別紙5）に、それぞれ記載のとおりです。本プランによる買収防衛策の継続以後の独立委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる独立委員以外の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

(f) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から④までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します）。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を

勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告がなされた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(シ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような

形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者の経営方針および事業計画等が、当社製品およびサービスの安定供給に支障を来し、患者さんの生命および健康に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果として、当社が上記1.(1)に記載の理念を果たせなくなると判断される場合
- (コ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (カ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (シ) その他(ア)から(カ)までのいずれかに準ずる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会による株主意思確認の勧告

対抗措置の発動の是非につきましては、第一次的には、当社に対して善管注意義務を負っている取締役が判断すべきものと考えられます。

しかしながら、独立委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示された当社グループの事業計画を含む買収提案と、当社取締役会から提示された当社グループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合等にあっては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられます。かかる場合には、対抗措置の発動の是非を株主の皆様にご確認いただくことで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために、より望ましい結論に至ることが可能になるものと考えられます。また、対抗措置の発動の是非を直接株主の皆様にご確認いただくことで、株主の皆様ご自身の意思を反映することが可能となります。また、上記のような場合に、対抗措置の発動の是非を株主の皆様にご確認いただくことは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で指摘

されている、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則および株主意思の原則いずれの観点からも望ましいものと考えられます。

従いまして、上記のような一定の場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、当社株主の皆様の意思を確認することを勧告できることとします。かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告がなされた場合も、当社はかかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

④ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動もしくは中止または株主意思確認のための株主総会の招集その他必要な決議を行うものとします。ただし、これに従うことが取締役の善管注意義務に反する場合にはその限りではありません。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告がなされた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

また、当社取締役会が株主の皆様意思を確認するための株主総会の招集を決議した場合、当社取締役会は、法令等に従い、(臨時)株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社の株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行われるものとしま

す。大規模買付行為に対する対抗措置の発動や内容等について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。

なお、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するための株主総会の招集を決議した場合、大規模買付行為は、当該意思確認手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとしては、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙3)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（ただし、例外事由該当者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります）等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。ただし、例外事由該当者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととします。

3. 本プランによる買収防衛策の有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、その後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在している場合には、当該行われている

または企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合、独立委員会の全員一致による決定があった場合またはその他当社取締役会が別途定める場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、当社取締役会において、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、本プランの内容の重要な変更については、株主総会において、当該変更に関する株主の皆様のご意思の確認をさせていただくため、当該変更後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間のみ効力を有するものとし、当該定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた場合に限り、当該変更の効力はその後も継続するものとします。

本プランの廃止または変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

4. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

現行プランの本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。

したがって、本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。当社は、基準日における株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込んだ上、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が当該取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面、当社普通株式を交付するために必要な情報を記載した書面等をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、本新株予約権の取得の対価として、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権が交付されること等があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行いますので、その内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足し、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2.(1)記載のとおり、大規模買付者に対して、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の

皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、現行プランから本プランへ改定の上、継続されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関し株主の皆様のご意思を確認させていただくことで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご意思を反映させていただきます。また、上記3.記載のとおり、当社株主総会において選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様ご意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記2.(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(5) 独立委員会の設置およびその勧告の最大限の尊重

当社は、上記2.(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立役員である社外取締役および独立役員である社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.記載のとおり、当社株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を2年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことから、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

大株主の状況

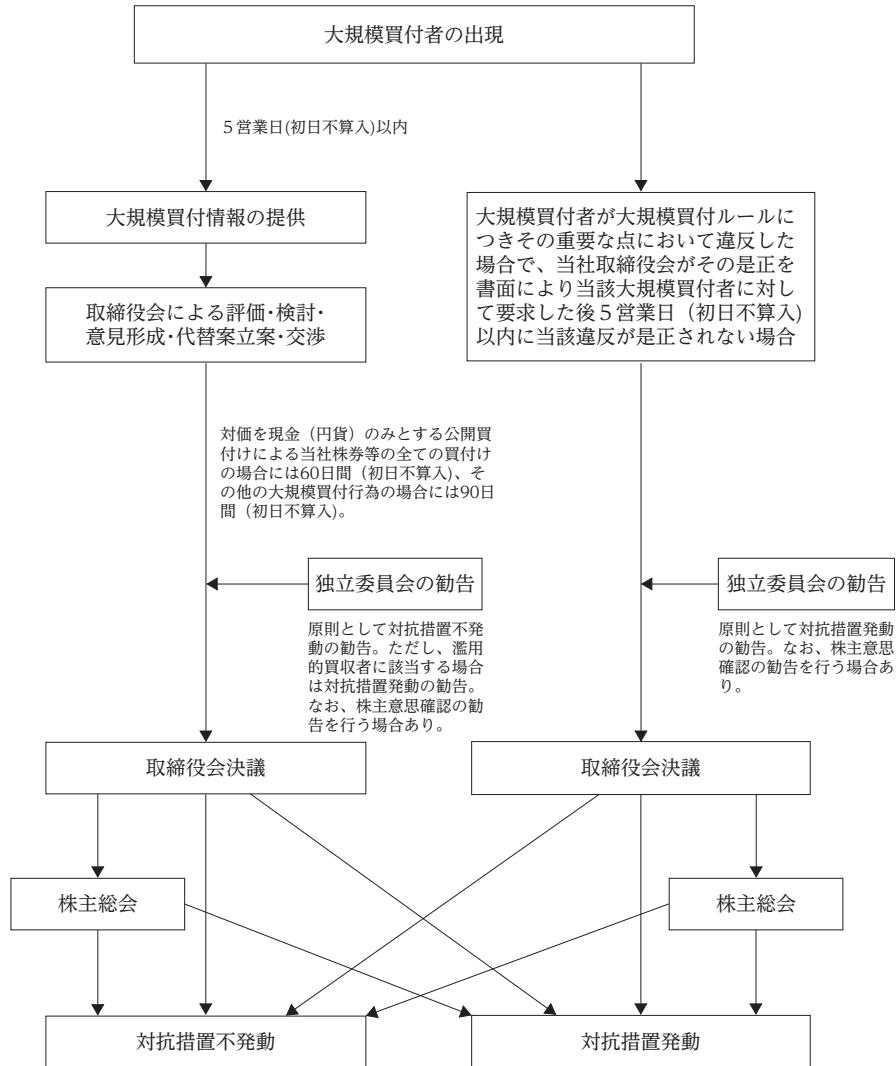
2021年3月31日現在

	氏名または名称	所有株式数 (千株)	持株比率(%)
1	株式会社カネカ	2,473	10.12
2	一般財団法人土谷記念医学振興基金	1,900	7.78
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,158	4.74
4	土谷佐枝子	1,008	4.12
5	社会福祉法人千寿会	1,000	4.09
6	株式会社広島銀行	895	3.66
7	第一生命保険株式会社	861	3.52
8	大下産業株式会社	571	2.33
9	JMS 共栄会	527	2.15
10	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	413	1.69

(注) 持株比率は、自己株式 (313,201株) を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

以 上

本プランの手続きの流れ



以上

(別紙3)

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、①新株予約権の全部または例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権のみを取得することが

できる旨の取得条項や、②例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件（例えば、大規模買付者が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で新株予約権を行使することができる旨の行使条件等）や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（ただし、例外事由該当者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限る）等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得る。ただし、例外事由該当者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなると合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会の諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格相当額を算定の基礎から除外して算定するものとする）で第三者が譲り受けること等、当該例外事由該当者による上記新株予約権の処分に合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以上

(別紙4)

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社独立社外取締役、(ii)当社独立社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者((i)および(ii)についてはその補欠者を含む)から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結の時から、その後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社独立社外取締役または当社独立社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 対抗措置の発動または不発動
 - ② 当社株主の皆様の意思を確認すべきか否か等に関する事項
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性の判断(当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者

が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為の有無についての判断を含む)

- ② 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ③ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ④ 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定められた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む）の助言を得ることができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙5)

独立委員会委員略歴

相場 中行 (あいば なかゆき)

【略 歴】

1957年 1月生
1988年 4月 最高裁判所司法研修所入所
1990年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
松嶋総合法律事務所入所
1995年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護所付
2010年 7月 弁護士法人アクトワン法律事務所代表弁護士 現在に至る

寒川 起佳 (そがわ きよし)

【略 歴】

1943年 2月生
1970年 12月 紀陽木材株式会社 (現 株式会社紀陽) 入社
1985年 2月 株式会社紀陽 取締役副社長
1988年 3月 同社 代表取締役副社長
1993年 3月 同社 代表取締役社長 現在に至る

早稲田 幸雄 (わせだ さちお)

【略 歴】

1949年 1月生
1971年 4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所
1974年 9月 公認会計士登録
1977年 4月 監査法人中央会計事務所 (みすず監査法人) 入所
早稲田公認会計士事務所開設 現在に至る
1988年 6月 同法人 代表社員
1999年 6月 同法人 広島事務所所長
2008年 6月 当社社外監査役
2020年 6月 当社社外監査役退任

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）感染症が大きな影響を及ぼし、マイナス成長となっております。各国においてさまざまな活動規制や地域的封鎖を進め感染拡大防止に努めたほか、財政出動やワクチン接種の進展によって経済は徐々に回復基調にあるものの、その回復力は国によって異なる様相です。国内経済は、リモート化等の新しい生活様式を背景に情報サービス、宅配等、一部産業が成長するほか製造業の企業収益に回復傾向が見られる一方で、コロナ禍において求められるソーシャルディスタンス等の確保が引き続きサービス消費を抑制しております。期待されるワクチン接種の拡大にも時間を要するものと思われ、感染者数の動向次第では回復基調にある経済も再び停滞する可能性があります。

そうした中、当社グループを取り巻く環境は、新型コロナの影響により外来患者の受診控え、不急の手術・処置の延期等が生じたため、当社で扱う医療機器の需要は感染対策関連機器等を除き総じて減少しております。今後ワクチン接種など新型コロナへの対応が進むにつれ、その需要は徐々に回復することが見込まれます。中長期的な医療機器の需要は、海外においては、欧米での安定成長に加えて、中国を含む新興国において経済成長に伴う医療インフラの整備を背景に成長が見込まれております。国内においては、医療施設の統合によって設備投資が減少し一部の医療機器の需要は成長鈍化するものの、引き続き高齢化が進展する中で高機能治療機器やデジタルヘルスへの対応が求められており、これに応える医療機器の需要が伸びると予想されます。

当社グループの事業活動としましては、ホスピタルプロダクツ ビジネスユニットでは輸液・栄養領域を、サージカル&セラピー ビジネスユニットでは透析領域及び外科治療領域を、ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニットでは血液・細胞領域を中心にそれぞれ事業を展開し、製品の開発、製造、販売を進めております。

当連結会計年度におきましては、こうした取り組みの一環として、輸液・栄養領域において、点滴静脈注射を行う際に投与量をコントロールするための輸液ポンプ「キュアセンス I P-100」を導入し、設定に必要なボタンのみを表示する液晶タッチパネルを搭載し医療従事者が直観的な操作を行えるようにすることで安全性を追求し、さらに運搬・設置の負担軽減を目的に小型軽量化を実現することで、医療現場の課題解決をサポートできる製品を提供しております。また、外科治療領域において、主に不整脈を診断するために行われる心電図の測定が、患者さんや医療従事者の負担を軽減しながら心電図波形を得ることができる携帯型心電計

「my Beat ホームECG」を導入し、より多くの方が心電図検査を受けられることが期待されます。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

輸液・栄養領域におきましては、日本国内において薬剤調製・投与クローズドシステムの販売が好調に推移したものの、新型コロナウイルスの影響による外来患者の受診控えにより、輸液セットの販売が減少したことから、売上高は225億56百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。

透析領域におきましては、日本国内においてダイアライザー（人工腎臓）の販売に加え、海外において中国の血液透析装置の販売が増加したものの、北米のAVF針（血液透析用針）の販売が減少したことから、売上高184億8百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

外科治療領域におきましては、日本国内において人工心肺装置の販売が増加したものの、新型コロナウイルスの影響による手術数減少による人工心肺用回路の販売の減少に加え、ペースメーカーの事業縮小により、売上高は41億15百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。

血液・細胞領域におきましては、日本国内において白血球除去フィルター付血液バッグの販売は安定的に推移したものの、海外において中東の血液バッグや北米の成分献血用回路の販売が減少したことから、売上高は111億81百万円（前連結会計年度比4.6%減）となりました。

その他取扱品目の売上高は13億16百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、外来患者数や症例数減少に伴い前連結会計年度比1.7%減少の575億78百万円となりました。

利益につきましては、活動自粛に伴い販売費が減少したものの、減収影響に加え、商品仕入単価の上昇により、経常利益は20億13百万円（前連結会計年度比24.6%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は17億36百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

システム別販売実績

区 分	2020年3月期 (前連結会計年度)		2021年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液・栄養領域	22,626	38.6	22,556	39.2	△69	△0.3
透 析 領 域	18,693	31.9	18,408	32.0	△285	△1.5
外科治療領域	4,277	7.3	4,115	7.1	△162	△3.8
血液・細胞領域	11,717	20.0	11,181	19.4	△535	△4.6
そ の 他	1,253	2.2	1,316	2.3	62	5.0
合 計	58,569	100	57,578	100	△990	△1.7

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の4システム及びその他にて事業活動を展開しております。

(参考) セグメント別販売実績

区 分	2020年3月期 (前連結会計年度)		2021年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	38,017	64.9	38,116	66.2	99	0.3
シンガポール	10,838	18.5	10,769	18.7	△69	△0.6
中 国	1,492	2.6	1,517	2.7	24	1.7
フィリピン	5	0.0	15	0.0	10	189.8
ド イ ツ	3,170	5.4	3,128	5.4	△42	△1.3
そ の 他	5,044	8.6	4,031	7.0	△1,013	△20.1
合 計	58,569	100	57,578	100	△990	△1.7

- (注) 1. 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・シンガポール・中国・フィリピン・ドイツの5つを報告セグメントとしております。
2. 「シンガポール」の区分は、生産体制を相互に補完し一体とした事業活動を行うインドネシアの現地法人を含んでおります。
3. 「その他」の区分は、国内子会社及びアメリカ、韓国、タイの現地法人の事業活動を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は28億23百万円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 長期ビジョン

当社グループは、2030年のありたい姿として、「未来の医療を先取りした新たな価値の創造を実現し、世界の人々の健康とQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の一層の向上を支える企業になる」ことを決めました。

② 中期経営戦略

当社グループは、2020年5月に前中期経営計画から進行中の取り組みを確実に引き継ぎながらこれまで認識された課題や環境変化を踏まえた新たな施策を織り込んだ中期経営計画《GAIN-RG 2023》を策定いたしました。長期ビジョンの実現に向けて中期経営計画では次の通り基本方針と取り組みを定め、対応を進めてまいります。

基本方針

1. 顧客起点の深化

医療現場と密接した顧客起点の事業運営を深化させ、顧客も自覚していない潜在ニーズを突き止め、共に課題解決することで、新たな成長を実現する。

2. 収益向上への変革

グループ経営を支える人材、組織、制度、体制等あらゆる観点から役割の見直しと強化を図り、安定的かつ持続的に収益が得られる企業体質への変革を推進する。

取り組み

基本方針のもと、5つの取り組み「事業ポートフォリオの最適化」、「グローバル体制の強化」、「次世代事業の創出」、「グループ経営基盤の強化」、「持続可能な社会の実現」を進めてまいります。

③ 領域別の対処すべき課題

2021年度も引き続き新型コロナの感染拡大の影響を受けることが想定されます。その一日も早い収束につながるよう、当社グループで開発したワクチン接種用シリンジの供給体制を整え、効果的・効率的なワクチン接種に貢献してまいります。

領域別の対処すべき課題は次のとおりとなります。

1. 輸液・栄養領域

医療安全、低侵襲に対するニーズは引き続き高まり、また、診療報酬改定に伴う材料費の削減要求は更に加速してまいります。そのため、輸液領域では、院内感染制御、注入制御、医療事故対策の課題を解決する製品として新たに開発上市した輸液ポンプを含むトータルシステムでの価値を提供することで、栄養領域では、栄養管理からリハビリ・回復までの栄養療法のトータルコーディネーターとなることで、医療現場での揺るぎない信頼を確立してまいります。また、国内主力製品のグローバル展開を積極的に推進することにより、当社グループにおける主要事業として収益拡大を進めてまいります。

2. 透析領域

地域の包括的な支援・サービスの提供体制が推進され、在宅医療へのシフトが進んでまいります。そのため、透析領域では、日本国内において患者さんのQOLを支える安心、安全かつ高度な透析医療を提供する企業を目指し、各種装置から情報システム、消耗品、腹膜透析液等を取り揃え、血液透析、腹膜透析の選択療法の啓発、普及を推進しております。海外においては、日本の優れた透析医療を中国に普及させるとともに、慢性腎臓病が増加しているアジア諸国へ販売を拡大してまいります。

3. 外科治療領域

診療報酬の連続引き下げ等により、機能別・診療特化の病院再編が進む中、外科治療領域では、自社開発から製造、販売による高い信頼性の強みを活かした独自の製品及びサービスに、アライアンスにより強化した製品ポートフォリオを加えたトータルシステムで、安心、安全の提供ができるよう、人々の健康寿命に貢献すべく、顧客ニーズの実現への対応を進めてまいります。

4. 血液・細胞領域

安定した品質が引き続き求められる中、血液領域では、高品質な製品の製造と販売を通じ、全血献血と成分献血の両分野において「採血から輸血まで」の各プロセスで欠くことのできないメーカーになることを、細胞領域では、血液や細胞の「採取から投与まで」に必要なとされるデバイスを開発し、細胞・再生事業におけるイノベーションマネジメント企業になることを目指して活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期	第 54 期	第 55 期	第 56 期
	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(当連結会計年度 (2021年3月期))
売 上 高 (百万円)	56,520	58,059	58,569	57,578
経 常 利 益 (百万円)	820	1,520	2,672	2,013
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	631	1,160	1,977	1,736
1 株当たり当期純利益 (円)	25.91	47.59	81.12	71.13
総 資 産 (百万円)	67,304	67,320	66,567	69,085
純 資 産 (百万円)	31,549	31,900	32,470	34,993

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第53期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第54期の期首から適用しております。第53期の期首に当該会計基準が適用されたと仮定し、総資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポール PTE.LTD.	百万シンガポールドル 16	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器有限公司	百萬元 96	100 %	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	80.3 %	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディック・テクノロジー G m b H	百万ユーロ 1	100 %	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100 %	医療機器・医薬品の販売
PT. ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100 %	医療機器の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	百万米ドル 38	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・タイランド CO.,LTD.	百万タイバツ 5	51.0 %	医療機器の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5 %	医薬品の製造・販売

(注) PT.ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポール PTE.LTD.の100%出資であり、間接所有の子会社であります。

③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸液・栄養領域	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、延長チューブ、薬剤調製・投与クローズドシステム、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針、栄養セット、摂食嚥下関連用品、医療用手袋、不織布製品 他
透析領域	血液透析装置、ダイアライザー(人工腎臓)、人工腎臓用血液回路、A V F針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
外科治療領域	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺用回路、ペースメーカー、血管造影用カテーテル 他
血液・細胞領域	血液バッグ、成分献血用回路 他
その他	上記以外の取扱品目

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

本社・研究所	広島市中区加古町12番17号
東京本社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営業所	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
工場	出雲(島根県)、三次・千代田(広島県)

② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	本社・工場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本社・工場	中国
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	本社・工場	フィリピン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,604 名	672 名減

- (注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が672名減少しておりますが、主として当社子会社のP.T.ジェイ・エム・エス・バタムにおいて販売の減少及び生産の省力化により減員を行ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,620 名	2 名増	40.0 歳	15.3 年

- (注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計178名及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 広島銀行	5,026 百万円
株式会社 もみじ銀行	3,258
株式会社 山陰合同銀行	2,028

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,733,466株（自己株式313,201株を含む）
- (3) 株主数 8,897名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 力 ネ 力	2,473 ^{千株}	10.12 %
一 般 財 団 法 人 土 谷 記 念 医 学 振 興 基 金	1,900	7.78
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,158	4.74
土 谷 佐 枝 子	1,008	4.12
社 会 福 祉 法 人 千 寿 会	1,000	4.09
株 式 会 社 広 島 銀 行	895	3.66
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	861	3.52
大 下 産 業 株 式 会 社	571	2.33
J M S 共 栄 会	527	2.15
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	413	1.69

(注) 持株比率は、自己株式（313,201株）を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2018年6月21日開催の第53回定時株主総会決議にもとづき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2020年7月15日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月5日付で取締役（社外取締役を除く）5名に対し自己株式31,753株の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 窪 宏 章	
常務取締役	栗 根 康 浩	サージカル&セラピー ビジネスユニット統括部長 兼 営業本部長
取締役	佐 藤 雅 文	ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長 兼 研究開発本部長
取締役	桂 龍 司	経営企画本部長 兼 グローバルマーケティング本部長
取締役	柳 田 正 吾	ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニット統括部長 兼 生産本部長
取締役	池 村 和 朗	弁護士、福留ハム株式会社 社外監査役
取締役	石 坂 昌 三	株式会社カネカメディックス 代表取締役社長
常勤監査役	近 藤 良 夫	
監査役	水 戸 晃	税理士
監査役	佐 上 芳 春	公認会計士、株式会社ビーアールホールディングス 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役 池村和朗氏及び石坂昌三氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 水戸晃氏及び佐上芳春氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 水戸晃氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 佐上芳春氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2020年6月25日開催の第55回定時株主総会において、佐上芳春氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

②退任

2020年6月25日開催の第55回定時株主総会の終結の時をもって、早稲田幸雄氏は監査役を辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議し、次の通り定めております。

1. 報酬とその算定方法

取締役の報酬は、上場企業における自社の位置づけと中期経営戦略の実践により目指すポジションにふさわしいものとし、役員報酬に関する外部の客観的データを活用しながらその水準を定めます。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び株式報酬とします。

基本報酬は、各取締役の役位・職責に基づく定額部分及び会社の業績・貢献度等を反映した部分で構成し、月ごとに固定額を金銭で支給します。

株式報酬は、当社の中長期的な業績の向上による株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を高めるため、中期経営計画の達成状況に基づきその額を算定し、譲渡制限付株式として毎年8月に交付します。付された譲渡制限は、取得後30年経過した時または退任した時のいずれか早い時点で解除します。

なお、報酬に占める株式報酬の割合は最大で3割とします。

また、社外取締役の報酬は、客観的な立場から当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、定額での基本報酬のみとします。

2. 報酬の決定

当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの公正性、透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする業績評価委員会を設置し、取締役の報酬は、その構成を含む制度設計の妥当性の評価や会社及び取締役の業績の評価・査定等について同委員会の審議を経て取締役会に答申され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会が決定します。

3. その他報酬の内容についての決定に関する重要事項

当社は取締役の適正な判断や行動を促し、経営の健全性を確保することを目的に、一定の事由が生じた場合に譲渡制限解除前の譲渡制限付株式報酬の全額または一部を返還させることを定めています。

② 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、客観的な立場から取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、定額での基本報酬のみの構成としております。

なお、監査役の報酬は、各監査役の勤務実態に応じて、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で監査役会が個別に定めております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第35回定時株主総会において年額170百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月21日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年160,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7人です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年8月27日開催の第27回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容の妥当性と決定プロセスの公正性・透明性を確保するため、構成員の過半数を独立社外役員とする業績評価委員会を設けております。株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき作成された報酬案が業績評価委員会に諮問され、その審議を経て取締役会に答申され決定していることから、その内容については決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	121百万円 (7百万円)	101百万円 (7百万円)	19百万円 (-)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (7百万円)	20百万円 (7百万円)	- (-)	4名 (3名)
合計	141百万円	121百万円	19百万円	11名

(注) 1. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りです。

2. 上記には、2020年6月25日開催の第55回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 池村和朗氏は、弁護士であります。また、同氏は、福留ハム株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所及び福留ハム株式会社との間に特別の関係はありません。

取締役 石坂昌三氏は、株式会社カネカメディックスの代表取締役社長であります。なお、当社は、株式会社カネカメディックスとの間に特別の関係はありません。

監査役 水戸晃氏は、税理士であります。なお、当社は、同氏の所属する水戸税理士事務所との間に特別の関係はありません。

監査役 佐上芳春氏は、公認会計士であります。また、同氏は、株式会社ビーアールホールディングスの社外取締役監査等委員であります。なお、当社は、同氏の所属する佐上公認会計士事務所及び株式会社ビーアールホールディングスとの間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	池村和朗	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法律面全般について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	石坂昌三	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。主に医療機器業界経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営全般について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	水戸晃	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務及び会計全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	佐上芳春	当事業年度において、当社の監査役就任後に開催の取締役会11回のうち10回に、また、当社の監査役就任後に開催の監査役会10回のうち9回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務及び会計全般について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数については、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	38,983	流動負債	22,545
現金及び預金	5,968	支払手形及び買掛金	8,322
受取手形及び売掛金	16,415	短期借入金	4,304
有価証券	256	1年内返済予定の長期借入金	4,109
商品及び製品	8,872	リース債務	258
仕掛品	2,758	未払金	3,405
原材料及び貯蔵品	4,056	未払法人税等	339
その他	683	賞与引当金	1,099
貸倒引当金	△27	その他	706
固定資産	30,101	固定負債	11,546
有形固定資産	24,105	長期借入金	9,336
建物及び構築物	8,329	リース債務	495
機械装置及び運搬具	7,409	繰延税金負債	230
工具、器具及び備品	1,911	役員退職慰労引当金	128
土地	2,604	退職給付に係る負債	805
リース資産	222	資産除去債務	148
使用権資産	1,325	その他	401
建設仮勘定	2,302	負債合計	34,091
無形固定資産	692	(純資産の部)	
投資その他の資産	5,304	株主資本	34,772
投資有価証券	4,212	資本金	7,411
繰延税金資産	658	資本剰余金	10,362
その他	443	利益剰余金	17,241
貸倒引当金	△11	自己株式	△242
		その他の包括利益累計額	69
		その他有価証券評価差額金	401
		為替換算調整勘定	△332
		非支配株主持分	151
資産合計	69,085	純資産合計	34,993
		負債純資産合計	69,085

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		57,578
売上原価		42,483
売上総利益		15,095
販売費及び一般管理費		12,968
営業利益		2,127
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	43	
持分法による投資利益	174	
補助金収入	21	
その他	127	376
営業外費用		
支払利息	176	
為替差損	269	
その他	43	490
経常利益		2,013
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	1	
補助金収入	353	362
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産廃棄損	151	153
税金等調整前当期純利益		2,222
法人税、住民税及び事業税	459	
法人税等調整額	21	480
当期純利益		1,742
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		1,736

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	26,270	流動負債	18,972
現金及び預金	1,456	支払手形	3,439
受取手形	3,948	買掛金	4,114
売掛金	10,086	短期借入金	4,082
商品及び製品	6,816	1年内返済予定の長期借入金	3,720
仕掛品	2,053	未払金	1,977
原材料及び貯蔵品	1,445	未払費用	142
前渡金	21	未払法人税等	183
前払費用	170	未払消費税等	138
未収入金	223	前受金	9
その他	48	預り金	64
固定資産	26,966	賞与引当金	873
有形固定資産	13,238	設備関係支払手形	226
建物	4,879	固定負債	8,456
構築物	181	長期借入金	8,283
機械及び装置	3,336	その他	173
車両運搬具	14		
工具、器具及び備品	1,291	負債合計	27,428
土地	2,442	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,092	株主資本	25,406
無形固定資産	635	資本金	7,411
実用新案権	24	資本剰余金	10,362
ソフトウェア	206	資本準備金	10,362
その他	404	利益剰余金	7,875
投資その他の資産	13,091	利益準備金	721
投資有価証券	1,408	その他利益剰余金	7,153
関係会社株式	7,768	別途積立金	6,000
出資金	0	繰越利益剰余金	1,153
関係会社出資金	3,050	自己株式	△242
破産更生債権等	0	評価・換算差額等	401
長期前払費用	42	その他有価証券評価差額金	401
繰延税金資産	642		
敷金	104	純資産合計	25,807
その他	78	負債純資産合計	53,236
貸倒引当金	△3		
資産合計	53,236		

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売 上 高			40,853
売 上 原 価			30,302
売 上 総 利 益			10,550
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			10,257
営 業 業 務 利 益			293
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	0		
受 取 配 当 金	859		
受 取 家 賃	21		
補 助 金 収 入	18		
そ の 他	77		976
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	77		
そ の 他	24		101
経 常 利 益			1,167
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	4		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1		5
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損	85		85
税 引 前 当 期 純 利 益			1,087
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132		
法 人 税 等 調 整 額	19		151
当 期 純 利 益			936

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原	浩平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋志	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原	浩平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋志	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

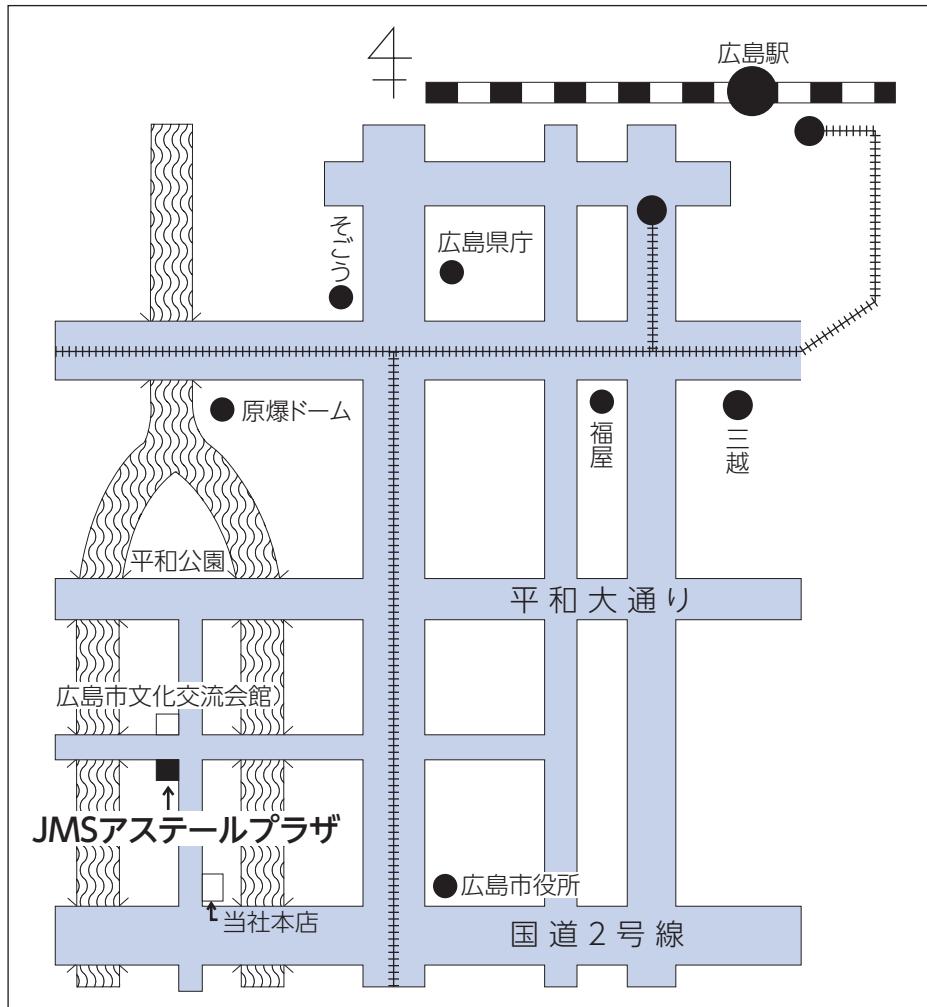
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会
常勤監査役 近 藤 良 夫 ㊟
社外監査役 水 戸 晃 ㊟
社外監査役 佐 上 芳 春 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内



会場 JMSアステールプラザ 2階多目的スタジオ
広島市中区加古町4番17号
〈市内バス〉広島バス株式会社 24号(吉島線)
広島駅～吉島営業所行または吉島病院行「加古町」下車



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。